平成２４年（フ）第５１４４号
大阪府豊能郡能勢町宿野171番地の90
債務者　植月　　博
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１４５号
大阪府豊能郡能勢町宿野171番地の90
債務者　植月ます子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１９４号
大阪府豊中市曽根東町１丁目11番46―120号
債務者　宮嶋　幸江
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２号
和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台37番５号
債務者　豊嶋万利子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中松　村夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月17日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第２１３５号
札幌市中央区北４条東５丁目５番地　ハイマート佐々506号
債務者　星　健太郎
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　迅生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０７号
静岡県熱海市西山町５番８号　旭マンション301号
債務者　竹村　康弘
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬野　真志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６１９号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1829番地52
債務者　奥田みのり
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６３７号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地５―708
債務者　島田　曜爾
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３４号
島根県益田市駅前町24番８号
債務者　矢次　俊政
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真鍋　俊枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第４３１８号
大阪市鶴見区鶴見１丁目２番７―406号
債務者　平野　康子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山　昌己
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８２号
島根県出雲市口宇賀町482番地
債務者　大福　淳子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２５８号
函館市中道１丁目22番14号コーポ関本１号室
債務者　金橋　秀文
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２８７号
函館市富岡町１丁目32番８号
債務者　笈川　恵子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８５号
岐阜県安八郡安八町東結1111番地の２　Ｙ．Ｓ．Ｃ．2001―202号
債務者　鎌田　美佳
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
静岡県富士市宮島302番地の17
債務者　遠藤　美和（旧姓豊田）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第６１号
和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台37番５号
債務者　豊嶋　利明
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第８２号
三重県伊勢市上地町4123番地
債務者　小松　賢司
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田104番地40
債務者　佐藤　哲朗
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
青森地方裁判所弘前支部